

(案)

平成23年3月29日

船橋市長 藤代孝七様

船橋市総合計画審議会
会長 武藤 博己

船橋市総合計画後期基本計画（素案）について（答申）

平成22年11月8日に本審議会に諮問された船橋市総合計画後期基本計画（素案）について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

今後の計画策定、及び事業の実施にあたっては、これを十分尊重し、反映されたい。

なお、審議の経過において各委員から出された意見集（別添）についても参考とされたい。

(案)

船橋市総合計画 後期基本計画（素案）について

答 申

平成23年3月29日

船橋市総合計画審議会

目 次

はじめに	1
序論	2
基本計画	
○リーディングプラン	3
○分野別計画	
・第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち	4
・第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち	5
・第3章 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち	6
・第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち	7
・第5章 都市の活力を生み発展し続けるまち	9
・第6章 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち	11
・第7章 計画の推進にあたって	12

はじめに

船橋市総合計画審議会は、平成22年11月8日に船橋市総合計画後期基本計画（素案）について、市長からの諮問を受け、これまで全体会及び小委員会を延べ10回開催して、いろいろな立場の委員が専門的な見地や市民の立場から、活発な審議を重ねてきました。

審議にあたっては、社会の潮流や船橋市の特性を踏まえ、市民ニーズの反映や、船橋市のまちづくりの基本理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」に合致しているか、施策が市民生活の実態を捉えているか、市民に分かりやすい表現になっているか、という点を大切にしました。

この結果、素案の各章における個々の施策は、上記の視点に概ね即しているものと評価したうえで、修正を要望する事項を答申として示します。

なお、分野横断的な対策を必要とするいくつかの課題について、審議会委員が認識する現状と素案における課題とが合致しない点がありました。自然への広がりを持った環境対策、活力を維持するための経済戦略、学校教育を含めた生涯学習社会への取り組み、母子保健から雇用までの一貫した子ども・若者対策、高齢や障がい等によって移動が困難になった場合の支援、地域の課題を関係者により地域で解決する仕組み及び地域の特性・歴史・文化を捉えた船橋らしさの創出など、今後9年間に総合的な対策が必要と思われれます。

分権化、グローバル化、規制緩和が進み、自己決定・自己責任の原則のもと、基礎自治体に期待される守備範囲が広がり、分野を横断する対応が必要とされる一方で、既存組織のままでは、現在の守備範囲をなかなか超えられない面があることから、今後はこの新しい基本計画に基づいて、予算、組織、人材育成を連動させ、優先的に取り組む重点的なプロジェクトを明確にして、推進していくことが必要です。また、進捗状況と成果を適切に評価して必要に応じた改善を行うとともに、市民に分かりやすく伝えていくことが重要と考えます。

最後に、この素案の作成にあたって、平成20年度から基礎調査等の準備を進め、実験的な手法を含め、様々な方法で市民意見の把握と反映を図ってこられたことには、あらためて敬意を表します。計画の策定後は、市民と職員への計画の普及に努め、共に知恵と力を出し合うことにより、市民と職員の参加と協働で、夢のある持続可能なふるさとづくりに取り組まれるよう要望します。

船橋市総合計画審議会
会長 武藤 博己

序 論

第2章 計画策定にあたって

第1節 社会・経済の動向と船橋市の課題

- ・課題の整理にあたっては、例えば、生態系の質を守るには農業や経済効果を含めた社会全体としての対応が必要であるなど、課題相互間の関連性にも留意の上、記載の充実を図られたい。
- ・貧困や就労環境、有効求人倍率、世帯構成の変化など、このまま放置出来ない課題や、船橋市の特徴について記載の充実を図られたい。

3. 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性

- ・都市基盤の整備については、超高齢社会を迎える中、これまで以上に生活者の視点に立って取り組むことが必要である旨記載されたい。

5. 生涯を通じて暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

- ・防災に関する記述についてはハード面としての都市基盤整備と、不安感の解消などのソフト面を切り分けた上で記載されたい。

6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待

- ・「新しい公共」については、行政サービスについて従来は幅広い範囲で行政が担ってきた点を踏まえつつ、今後新たなサービスの提供のあり方への転換が必要である旨を記載されたい。

第2節 計画の基本的条件

4. コミュニティ区域

- ・地区コミュニティは、将来27地区にすると記載されているが、断定的に記載するのではなく、地区コミュニティの成立を認める際には、コミュニティとしてまとまりのある生活環境を整備することに適すると、住民・行政共に判断した場合とする旨を記載されたい。

また、「行政コミュニティ」という名称については誤解を生じやすいので、「行政ブロック」への名称の変更も検討されたい。

リーディングプラン

- ・リーディングプランという表現から想起される「先導性」よりも、「必需性」や「優先性」を感じるキーワードによる施策群と捉えたほうが理解しやすいことから、名称も含め検討されたい。また、リーディングプランの考え方を分かりやすく整理したうえでプランの位置づけについて記載されたい。
- ・5つのプランが導き出された経緯について、市民意見を取り入れた旨が分かるように記載されたい。
- ・分野別計画とリーディングプランの関係が分かりやすくなるような概念図を示されたい。
- ・全国的な傾向や課題を背景として、船橋市民にとっても必需性の高いプランが導き出される一方で、海や里山、東京湾の最奥部という立地、船橋固有の課題など、「船橋らしさ」に依拠したプランも必要と考えられる。審議会として具体的に「船橋らしさ」を示すには至らなかったが、固有性の感じられる内容となるよう工夫されたい。
- ・プランの実現に寄与する取り組みについては、選択と集中の観点を踏まえつつ、実施計画や各年度の事業の中で積極的に位置づけることで、具体性・実行性あるものとし、着実な進行管理を図られたい。
- ・分野横断的な取り組みの実施については、特に留意して部局間相互に連携しあうことにより、まちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を図られたい。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

1 2 1 地域一体となった社会福祉の体制整備

- ・基本施策のタイトルについて、「地域一体となった社会福祉」の部分は、法律上の定義に合わせ「地域福祉」と記載されたい。

1 2 2 次代を担う子どもの育成

- ・子育て環境の充実に向けた取り組みのひとつとして、病児・病後児保育に関して記載の充実を図られたい。
- ・早期療育支援を就学先での生活につなげていくという視点から、療育支援と教育との連携について記載の充実を図られたい。

第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

2 1 2 豊かなみどりの保全と創出

- ・里山については、農地や谷津田、集落等を含めた広義の概念で定義することを検討されたい。また、「施策5) 自然林等の保全対策の推進」については、「自然林」を「樹林地」と修正されたい。なお、樹林以外の里山に関する取り組みについては、基本計画のいずれかの箇所で記載するよう検討されたい。

2 1 3 自然と共生したまちづくり

- ・三番瀬の生物多様性は減少していることから、「再生」が必要となっているという三番瀬の現状を踏まえた表現での記載を検討されたい。
- ・三番瀬の保全・再生については、広域連携が必要であることから、関係自治体との連携について記載されたい。
- ・生物多様性の保全上注目すべき場所（農地・干潟等）を明確に記載されたい。
- ・気候変動など生物の生息環境を悪化させる要因を明記されたい。
- ・「生物多様性の確保」という表現については、生物多様性基本法と合わせ、「保全・再生」という表現に変更することを検討されたい。
- ・「生物多様性地域戦略」については、その必要性について記載を検討されたい。

2 2 2 循環型社会の構築

- ・3Rについて、まず、リデュースに最重点を置き、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進めるという順番がわかるような表現で記載されたい。

第3章 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

3 1 1 生涯学習の推進

- ・生涯学習の視点から家庭教育、学校教育、社会教育を総合的に捉え、相互の連携・協力を図る必要性について記載の充実を図られたい。

3 1 2 生涯学習によるまちづくりの推進

- ・生涯学習の成果を地域の活動に活かすという条項が追加された社会教育法改正の趣旨を踏まえ、生涯学習によるまちづくりの推進の背景や重要性について、記載の充実を図られたい。

3 3 1 関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上

- ・少子化、社会・経済状況の変化を背景に、家庭のあり方の多様化、虐待やいじめの問題など、家庭教育、地域や家庭の教育力の現状や課題について明記するとともに、行政や研究・高等教育機関等との連携の必要性についても記載されたい。

3 3 2 豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成

- ・子どもたちの自己肯定感や、ここに生まれて良かったという意識の低下が問題になっている。子どもたちが、自分が大切にされているという認識を持てるような方向性について記載されたい。

3 3 3 次代を担う青少年健全育成の推進

- ・中高生の活動の場づくりが重要である旨記載されたい。

第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

4 1 1 まちの活力につながるにぎわいの創出

- ・歴史的な施設や自然・観光資源などの地域特性を、まちの活力やにぎわいにつなげることが必要であることから、それぞれの地域特性に応じた産業振興やまちづくりについて記載されたい。
- ・船橋には、小松菜やセイゴ・フッコ等の優れた産品があるため、具体的に産品を絞り込み、産品ブランドとして育てていくことが重要である。なお、産品ブランドの創出にあたっては、行政だけで行うのではなく、商工会議所や商店会連合会などの民間と協働して取り組まされたい。

4 1 2 変化に対応できる地域産業の振興・育成

- ・起業支援については、「ベンチャープラザの稼働率」だけでなく、「市全体の事業所の開業率」等についても、指標として設定されたい。

4 1 3 魅力ある商業の振興

- ・大型店舗が伸びる一方で、中小小売店舗の経営は厳しさを増している。商店街や個人商店は、買い物弱者の支援や子供たちのシェルターになり得るなど、地域社会の中で役割を担っていることから、地域の中小小売店が地域社会に果たしている役割、経営の改善や活性化に向けた支援の必要性、方向性などについて記載されたい。
- ・安全で快適に買い物ができる環境整備に関しては、商店街と行政が協働してまちを形成するという視点を記載されたい。

4 1 6 暮らしを支える雇用環境の充実

- ・ニート問題等については、社会問題化していることから、働く意味を含む職業教育とともに、技術の継承、若者への魅力ある職場のPRなどの取り組みについて記載されたい。

4 2 1 活気あふれる都市農業の振興

- ・耕作放棄が進んでいるという危機感を共有するために、指標として「耕作放棄地面積」を設定されたい。
- ・谷津の狭隘な部分等は耕作に不利なため耕作放棄地となりやすいが、生物の生息環境としての重要性も高いため、農地としての活用を進める一方で、環境を守る場としても活用する旨記載されたい。

- ・加速する貿易自由化への動きなど、農・畜産業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえて、6次産業化や地産地消などの、大消費地に近い本市の特性を活かした農畜産物の高付加価値化、競争力の強化、農業振興について記載されたい。

4 2 2 時代に対応した漁業の振興

- ・漁業については、漁場の持つ多面的機能を踏まえ、水産資源の回復・増大のみならず、生態系の維持・回復についても記載されたい。

4 3 1 安心できる消費生活の確立

- ・農業、漁業、畜産業等の生産現場が身近にあるのが、船橋の特徴・魅力である。消費者が食について学び、体験することができる取り組みなど、消費者と生産者を結ぶ船橋らしい消費生活について記載されたい。
- ・消費者の保護に関しては、特に被害に遭いやすい高齢者に配慮して、未然に被害を防止する取り組みを強化する旨記載されたい。

第5章 都市の活力を生み発展し続けるまち

5 1 1 計画的な都市づくり

- ・農地には、自然環境としての機能や防災面での機能など、多面的な機能があることから、農業サイドからだけではなく、都市サイドからも農地等の自然環境を保全していくという方向性を示すような記載を検討されたい。
- ・違反広告物については、パトロール等による撤去・指導により減少しているものの、依然として無くなる状況である。歩行者の安全確保や防災の観点からも、より一層の取組みが必要なことから、違法なものを規制するだけでなく、適切な方向に誘導できるような策を検討し積極的に進めていくという旨を追記されたい。
- ・今後のまちづくりにおいては、従来の都市計画だけではなく、地域住民が主体となることが今まで以上に重要となる。市民主体のまちづくりの重要性や取組みに関する記述を充実されたい。

5 2 1 魅力あるベイエリアの創出

- ・素案の文言からは、自然環境の保全等の方向性が見えない。海を活かしたまちづくりの基本理念等と整合を図り、自然環境等を含めた船橋らしさを活かしたベイエリアを形成するという方向性を記載されたい。
- ・施策の推進にあたっては、市民、事業者、NPO、大学等との協働だけではなく、隣接自治体や県など、関係自治体とも十分な連携を図りながら進めていく旨の記載の充実を図られたい。

5 3 1 人にやさしいみちづくり

- ・船橋市の道は依然として危険な箇所が多い。今後も人にやさしいみちづくりを目指していくという大きな方向性が伝わるような記述を検討されたい。
- ・本文中に記載のある「道路安全施設」について、市民の目から見てわかりやすい表現に修正されたい。

5 4 1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

- ・「にぎわい」だけでなく「安らぎ」を感じるまちづくりを目指す方向性が伝わるような表現を追加することを検討されたい。
- ・土地区画整理事業については、事業の長期化や社会情勢の変化による問題点も多いため、「現状と課題」の中で、土地区画整理事業などに対する課題を盛り込むことを検討されたい。また、主要事業にある「海老川上流地区土地区画整理事業の検討」は、手法として土地区画整理事業と決定していないのであれば、他の表現を検討されたい。

- ・指標「土地区画整理事業の整備完了面積」について、どの範囲をどれだけ進めるのかわかるような指標を検討されたい。

第6章 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

6 1 1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

- ・協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民団体等による公共的・公益的な活動の拡充を促進する一方で、市が安全や住民福祉の向上等に関わる本来の役割を果たすという姿勢を明記されたい。

6 1 2 市民との情報共有の推進

- ・市の持っている情報を必要な人に伝えていくことは重要なことであり、多様な媒体や手法については具体的に例示されたい。
- ・高齢者や障がい者等の利用に配慮した情報バリアフリー化について明記されたい。

6 3 1 男女共同参画社会の形成

- ・男女共同参画社会の形成に向け、人権や、男女が互いの本質を理解し合っていくことについての教育が重要であることを記載されたい。
- ・仕事と生活の調和の促進のため、企業が就労環境の整備・改善に関する取り組みを進めていくことを、市が支援し評価していく姿勢が理解されるよう記載されたい。
- ・記載内容が一般論にならないよう、男女間の様々な問題の解決に向け、計画期間中に市として何に力を入れるのかを明確にし、積極的に取り組む姿勢を記載されたい。
- ・子どもや女性への虐待・DVについては、被害者を守っていくという姿勢を明確に示せる記載を検討されたい。

第7章 計画の推進にあたって

7 1 1 「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営

- ・国から地方への権限の委譲は、必ずしも財源移譲を伴ったものとはなっておらず、地域の実情に合った施策を展開するための財源が確保できない恐れがあることから、権限移譲に併せて財源の移譲も必要な旨を明記されたい。
- ・地域のことは住民に最も近い基礎自治体が自らの判断と責任において取り組むことが可能となる中で、市政運営に市民の意見を反映させることの重要性がますます高まっている旨を記載されたい。

7 1 2 自律的・効率的で透明性の高い行政運営

- ・行政改革は、それ自体が目的ではなく、必要な市民サービスを継続的に提供するための手段として行うものである。市民不在の行政改革とならないように、「市民のために行う」旨を明記されたい。

7 1 3 安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

- ・「公金徴収の一元化」は、強権的なイメージを与える可能性があるため、生活困窮者等の個々の事情に配慮しながらきめ細かな対応を行っていることが伝わるように、表現を工夫されたい。